

改正

平成23年8月29日告示第83号

令和元年9月26日告示第31号

長泉町私道舗装及び側溝工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道に関する舗装新設工事又は側溝新設工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、関係地域住民の生活環境の整備促進を図ることを目的とし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

一部改正〔平成23年告示83号〕

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる私道は、当該私道（家屋が5戸以上隣接するものに限る。）が公道から公道に通じ、又は公道に接続する行き止まりのもので、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 道路幅員が2.7メートル以上のもの
- (2) 縦断勾配が12パーセント以内のもの
- (3) 工事支障物件が存在しないもの
- (4) 公衆用道路に分筆登記済のもの
- (5) 権利者が承諾し、かつ、関係住民全員が要望するもの

2 補助の対象となる舗装新設工事は、側溝等の排水設備が整備され、かつ、別表に定める施工基準に適合しなければならない。

3 補助の対象となる側溝新設工事は、流末処理及び対象となる流域の排水処理ができ、かつ、その構造は14トン荷重（T-14）に耐えられるものでなければならない。

一部改正〔平成23年告示83号〕

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる工事費の3分の2の範囲内で町長が定める額とする。

- (1) 舗装新設工事
- (2) 側溝新設工事

一部改正〔平成23年告示83号〕

(補助金の交付手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、私道舗装及び側溝工事費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

3 町長は、前項の決定について条件を付けることができる。

(補助金の取消し等)

第5条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 事業を中止し、又は廃止したとき。

一部改正〔平成23年告示83号〕

(着手等の届出)

第6条 交付決定者は、着手届(様式第3号)を工事着手2週間前までに、工事が完成したときは、直ちに実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

一部改正〔平成23年告示83号〕

(完成検査)

第7条 町長は、前条に定める実績報告書の提出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

一部改正〔平成23年告示83号〕

(補助金の額の確定)

第8条 町長は前条の規定による検査を終了し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

追加〔平成23年告示83号〕

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、前条の通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

追加〔平成23年告示83号〕

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

一部改正〔平成23年告示83号〕

附 則

この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月29日告示第83号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年9月26日告示第31号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第2条関係）

舗装新設工事の施工基準

舗装種別	表層工	路盤工
アスファルト舗装	密粒度アスコン4センチメートル	粒調碎石15センチメートル
コンクリート舗装	生コンクリート15センチメートル	

全部改正〔平成23年告示83号〕

様式第1号（第4条関係）
様式第1号（第4条関係）

（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

年 月 日

長泉町長 様

区 名
区長名 氏 名 ④
電 話(ー)
住 所
申請者 氏 名 ④
電 話(ー)

私道舗装及び側溝工事費補助金交付申請書

長泉町私道舗装及び側溝工事費補助金交付要綱第3条の規定による補助金の交付を受けたいので、同要綱第4条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

- (1) 施工箇所図
- (2) 事業計画書
- (3) 権利者の承諾書及び関係者の要望書
- (4) 誓約書

一部改正〔平成23年告示83号・令和元年31号〕

様式第2号（第4条関係）
様式第2号（第4条関係）（用紙 日本産業規格 A4 縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった 地内の私道舗装又は側溝
工事費の補助金について、長泉町私道舗装及び側溝工事費補助金交付要綱第4条第2項の
規定により、下記条件を付して金 円也を交付します。

（条件）

- (1) この補助金は、申請工事以外には使用してはならない。
- (2) 工事完了後速やかに実績報告書を提出すること。
- (3) 補助金の使途については、経理を明確にしておくこと。

全部改正〔平成23年告示83号〕、一部改正〔令和元年告示31号〕

様式第3号(第6条関係)
様式第3号(第6条関係)(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

着 手 届

年 月 日

長泉町長 様

住 所
申請者 氏 名 ①
電 話(—)

次のとおり私道舗装新設工事又は側溝新設工事を着手いたしますのでお届けします。

交 付 決 定 番 号	第 号	交 付 決 定	年 月 日
1 工 事 施 工 箇 所	長泉町 長泉町		番地から 番地まで
2 工 事 概 要			
3 交 付 決 定 額	¥		
4 工 事 施 工 業 者	会社名 住 所 代表者		
5 工 期	自 年 月 日 至 年 月 日		
6 着 工 年 月 日	年 月 日		

全部改正〔平成23年告示83号〕、一部改正〔令和元年告示31号〕

様式第4号(第6条関係)
様式第4号(第6条関係)(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

実績報告書

年 月 日

長泉町長 様

住所
申請者 氏名 ㊟
電話(ー)

次のとおり私道舗装新設工事又は側溝新設工事が完成いたしましたのでお届けします。

交付決定番号	第 号	交付決定 年 月 日		
1 工事施工箇所	長泉町 長泉町		番地から 番地まで	
2 工事概要				
3 交付決定額	¥			
4 事業費の経費	総額	町補助金	地元負担金	その他
5 工事施工業者	会社名 住所 代表者			
6 工期	自	年	月	日
	至	年	月	日
7 完成年月日	年 月 日			

全部改正〔平成23年告示83号〕、一部改正〔令和元年告示31号〕

様式第5号（第8条関係）
様式第5号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

長泉町長

印

補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した長泉町私道舗装及び側溝工事費補助金の交付について、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額

円

追加〔平成23年告示83号〕、一部改正〔令和元年告示31号〕

様式第6号（第9条関係）

様式第6号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

補助金交付請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた長泉町私道舗装及び側溝工事費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

長泉町長 様

請求者 住 所
氏 名
電 話 ⑩

振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 農協								本 店 支 店 出張所
	預金種別	普 通	口座番号							
		当 座								
	ふりがな									
口座名義人										

追加〔平成23年告示83号〕、一部改正〔令和元年告示31号〕